

平成30年2月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 川村美佐子

平成29年(ネ)第1843号 損害賠償等本訴, 同反訴請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成27年(ワ)第9715号, 平成28年(ワ)第9253号)

口頭弁論終結日 平成29年12月19日

判 決

大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号

控訴人兼被控訴人 (1審本訴原告兼反訴被告)

学校法人大阪経済大学

(以下「1審原告」という。)

同代表者理事長 佐 藤 武 司

同訴訟代理人弁護士 神 田 知 宏

奈良県橿原市地黄町172-2

被控訴人兼控訴人 (1審本訴被告兼反訴原告)

吉 井 康 雄

(以下「1審被告」という。)

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 1審原告の控訴に係る控訴費用は1審原告の負担とし, 1審被告の控訴に係る控訴費用は1審被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

原判決主文第1項, 2項を次のとおり変更する。

- (1) 1審被告は, 1審原告に対し, 200万円及びこれに対する平成26年4月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 1 審被告は、原判決別紙投稿記事目録（更正決定により更正された後のもの）記載の各閲覧用URLにより表示される各ウェブページにつき、同目録記載の各「タイトル」、各「投稿記事」、及び各「リンク先ファイル」欄記載のURLにより特定される各ファイルを削除せよ。

(3) 訴訟費用は、第1、2 審とも1 審被告の負担とする。

2 1 審被告

(1) 原判決主文第1 項を取り消す。

(2) 上記部分に係る1 審原告の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、第1、2 審とも1 審原告の負担とする。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

1 審原告が経営する大阪経済大学（以下「本件大学」という。）の教授であった1 審被告は、①インターネット上に作成した「大阪経済大学パワハラ訴訟、経営学部執行部（井形浩治、池島真策、北村實、二宮正司、樋口克次）によるパワハラ」と題するウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に「◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるパワハラ／アカハラ訴訟の全貌を情報公開する」と題する記事（以下「本件記事」といい、本件ウェブページと併せて「本件記事等」という。）を順次投稿し、②本件大学教授会の議事内容を本件記事等において公開した。

本件の本訴は、1 審原告が、1 審被告に対し、上記①の行為により名誉を毀損され、業務遂行権を侵害されたとして、上記②の行為により本件大学教授会の議事内容の秘密を侵害されたとして、(1)不法行為に基づく損害賠償として1,500万円（名誉毀損による損害365万5410円、業務遂行権侵害による損害942万0690円及び議事内容の秘密侵害による損害192万3900円の合計）及びこれに対する不法行為日（本件記事等の公開日）の後である平成26年4月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害

金の支払を求めるとともに、(2)上記①の行為について、人格権侵害ないし業務遂行権侵害に基づく妨害排除請求権として、主位的に本件ウェブページの削除を求め、予備的に本件ウェブページ上のタイトル及び本件記事並びに本件ウェブページ上のリンク先ファイルの削除を求めた事案であり、本件の反訴は、1審被告が、1審原告に対し、本訴提起が不法行為に当たるとして、不法行為に基づく損害賠償として慰謝料50万円及びこれに対する反訴状送達の日翌日である平成28年9月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、本訴請求について、上記②の行為を不法行為と認めて30万円及びその遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の本訴請求をいずれも棄却し、反訴請求を棄却したところ、双方が控訴した。ただし、1審原告の控訴は、損害賠償請求について控訴の趣旨(1)の限度での一部控訴であり、1審被告は、本訴請求に関する敗訴部分のみを不服として控訴した。そして、1審原告は、当審において、削除請求のうち主位的請求に係る訴えを取り下げたため、1審原告の本訴の削除請求のうち主位的請求部分及び1審被告の反訴請求部分は、当審の審理対象ではない。

2 前提となる事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3のとおり補足するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の2及び3(1)(原判決3頁18行目から14頁3行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁18行目の「本件大学経営学部は、」を「本件大学には経済学部、経営学部、経営情報学部及び人間科学部の4学部が設置され、1審被告の勤務していた経営学部は、」に改める。

(2) 原判決5頁7行目の「対し、」の次に「平成25年3月6日に本件大学の定年である67歳となり、同月末日で退職となるが、定年退職後は」を、8行目の「(」の次に「甲3の1、」をそれぞれ付加する。

- (3) 原判決5頁10行目の「おいて」の次に「, 1審被告が特任教員として開講を予定した講義が学則上不存在の科目や必要性が低い科目であるとの意見で一致し, 」を付加し, 14行目の「3月」を「3月末日」に改める。
- (4) 原判決5頁21行目の「教授であった井形, 池島」を「教授であり, 経営学部学部長であった井形及びカリキュラム委員会委員長であった池島」に改める。
- (5) 原判決6頁9行目の「元本30万円」を「30万円及びこれに対する遅延損害金」に, 14行目の「別訴請求2」を「上記(イ)に係る請求」に, 18行目の「元本80万円」を「80万円及びこれに対する遅延損害金」に, 25行目の「内容」を「訴状, 準備書面, 書証, 尋問調書及び判決等」にそれぞれ改める。
- (6) 原判決7頁5行目の「本件ウェブページ及び本件記事(以下, 併せて「本件記事等」という。)」を「本件記事等」に, 23行目の「です」を「です。」に, 末行の「しょうか」を「しょうか。」にそれぞれ改める。
- (7) 原判決9頁15行目の「本件記事等は, 」を「本件記事等の記載が1審原告の社会的評価を低下させるものであることは否定しないが, 」に改める。
- (8) 原判決10頁6行目の「サイバーブレインズ」を「株式会社サイバーブレインズ(以下「サイバーブレインズ」という。)」に改める。
- (9) 原判決13頁10行目の「原告が, 」を「原告は, 」に, 25行目の「名誉回復措置」を「人格権侵害」にそれぞれ改める。

3 当事者の主張の補足

(1) 1審原告

ア 削除請求の根拠について

原判決が摘示する名誉回復措置(民法723条)を根拠とする削除請求は, 業務遂行権及び人格権に基づく差止請求権としての削除請求である。特に人格権は物権同様に排他性を有する権利であるから, 人格権侵害に基

づく妨害排除請求権としての差止請求が成立するためには、加害者の故意や過失などの主観的要件は不要であり、人格権が違法に侵害されているという状態があれば足りる。仮に1審被告に本件記事等の内容を真実と信じるにつき相当の理由があったとしても、真実でなければ、人格権侵害に基づく削除請求権は成立する。

イ 二宮が1審被告宛て郵便物を開封した経緯について

本件大学に届いた郵便物は、総務課で一旦受け取られ、各部署ないし各教員宛てに仕分けされた後、「学部」又は「学部長」宛ての郵便物は学務課のメールボックスへ、教員個人宛ての郵便物は教員個人のメールボックスへ投函される。したがって、郵便物の宛先が「経営学部 吉井康雄様」と明記されておれば、当該郵便物は1審被告の個人メールボックスへ投函され、二宮学部長（当時）の手元にそのような郵便物が回送されることはない。郵便物が二宮学部長に届いた事実は、郵便物の宛名が、封入されていた請求書（乙10）の宛名と同じく「経営学部」宛てであったことを意味しており、二宮は開封した封筒在中の請求書に覚えがなかったため、職務としてサイバーブレインズに問い合わせただけである。

ウ 原判決は、本件行為が事実を摘示してなされた名誉毀損（以下「事実摘示型名誉毀損」という。）か、それとも1審被告の意見による名誉棄損（以下「意見ないし論評型名誉棄損」という。）か、区別していないが、事実摘示型名誉毀損と意見ないし論評型名誉棄損とでは、成立要件が異なるから、両者は区別されるべきである。仮に本件行為が、意見ないし論評型名誉棄損であるとしても、意見ないし論評の逸脱性を判断するに当たっては、当該表現の内容が人身攻撃に及ぶか否かだけでなく、その内容が不合理か否かといったことも斟酌すべきであり、不合理な推論であったならば、当該表現が人身攻撃に及ぶものではないからといって、意見ないし論評の枠内の表現行為であると即断することはできない。

(2) 1 審被告

ア 郵便物開封の経緯について

二宮は、1 審被告の研究費の不正処理を調べる意図に基づいて郵便物を開封した。

イ 本件教授会の議事内容の無断録音等について

(ア) 教授会の審議内容の録音は、教授会が実際にどのような事柄を審議し大学の教育や研究にどのような役割を果たしているのかについての透明性を高め、教授会における執行部の不法行為を抑止し、健全な教授会の運営を希求するという公共性及び公益性を担保する手段であるから、教授会の審議内容等を録音しても不法行為にはならないし、問題とされる録音は、井形及び池島ら執行部の行為が不法行為であることを立証し、1 審被告自らの身を守るための事実情報の収集のためにしたものであるから違法とはいえない。

(イ) 公開された教授会の録音内容は、公共の福祉に反する1 審原告の不法行為を構成するものであるから、1 審原告には教授会の審議内容を録音されないことや公開されないことによって保護される法益はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、当審の審理対象である本訴請求のうち損害賠償請求は、30万円及びこれに対する平成26年4月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるが、その余の損害賠償請求及び削除請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2及び3において、各当事者の主張に対する補足説明をするほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」1（原判決14頁末行から36頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決16頁3行目及び7行目の「学部長」をいずれも「経営学部長」に改める。

- (2) 原判決 17 頁 16 行目の「被告」を「スウェーデンのイエーテボリ大学に留学中であった 1 審被告」に改める。
- (3) 原判決 17 頁 23 行目から 24 行目にかけての「株式会社サイバーブレインズ（以下「サイバーブレインズ」という。）」を「サイバーブレインズ」に改める。
- (4) 原判決 18 頁 24 行目の「それ以降の」を「平成 25 年 3 月末日の定年退職後、引き続き特任教員として採用されることを前提として平成 25 年度から平成 27 年度までの」に改める。
- (5) 原判決 19 頁初行の「おいて、」の次に「学則にない科目であるとか、」を付加する。
- (6) 原判決 19 頁 3 行目の「受講者」を「受講者数」に、「少ない部類では」を「少なくは」にそれぞれ改める。
- (7) 原判決 20 頁 15 行目の「投票」を「本件教授会の投票」に改める。
- (8) 原判決 21 頁 15 行目の「被告の担当科目」を「これまで 1 審被告が担当していた経営情報論、情報ネットワーク論 I・II 等の科目」に改める。
- (9) 原判決 22 頁 13 行目の「井形が、」の次に「「1 審被告が特任教員になられても持たれる科目が不適合だと私が判断した」、」を付加する。
- (10) 原判決 24 頁 18 行目冒頭から 25 頁 4 行目末尾までを次のとおり改める。

「これに対して、1 審被告は、二宮が 1 審被告宛ての郵便物を無断で開封し更に送付先に問い合わせるなどしたとして、二宮の行為がパワハラに該当するかのような主張をしているので、検討する。

弁論の全趣旨（当審における 1 審原告の主張内容）によれば、本件大学に届いた郵便物は、一旦総務課が受け取って仕分けされた後、教員個人宛ての郵便物は教員個人のメールボックスへ、「学部」又は「学部長」宛ての郵便物は学務課のメールボックスへ投函されることが認められること、引用に係る原判決認定のとおり、当該郵便物は二宮に回送されていることに

照らすと、本件で問題とされている郵便物（封書）の宛先は「大阪経済大学経営学部 吉井康雄」ではなく、「大阪経済大学経営学部」と明記されていたものと推認することが相当である。そして、郵便物の宛名が経営学部宛てであったことから、二宮は、郵便物を開封し、在中の請求書（乙10）を確認したところ、請求書下段の備考欄に「御社ご担当者様：経営学部吉井康雄様」「弊社担当：唐木田」と記載されているだけであったことから、直接サイバーブレインズに請求書の内容を問い合わせたものであり、当時、科学研究費補助金の不正受給が問題となっていたこと（甲12）などの事情を斟酌すると、経営学部長であった二宮が請求書の内容についてサイバーブレインズに直接問い合わせた行為が1審被告に対する不法行為を構成するとか、パワハラであるとまではいえない。

しかし、1審被告が、前記郵便物（請求書）の入っていた封筒に接する機会があったことを認めるに足りる証拠はなく、二宮は請求書の備考欄に1審被告の氏名が記載されていたにもかかわらず、直接サイバーブレインズに問い合わせをしたことから、1審被告としては、サイバーブレインズから1審被告宛に送られた郵便物を二宮が無断で開封し、封入されていた請求書の内容について、1審被告に無断でサイバーブレインズに電話で問い合わせた（事実②）と考えても、そのことが根拠のないものであったとはいえない。」

- (11) 原判決25頁末行の「おいて、」の次に「学則にない科目であるとか、」を付加する。
- (12) 原判決26頁4行目の「ついて」の次に「、井形学部長（当時）らと1審被告との間で」を付加する。
- (13) 原判決28頁5行目から6行目にかけての「ついて、」の次に「1審原告もその不具合を指摘していないし、」を付加する。
- (14) 原判決28頁17行目の「被告は、」の次に「平成24年10月15日、」

1 審被告の研究室を訪れ、カリキュラム委員会が1 審被告の授業科目は必要性が低いなどとして3 年講義計画を認めないため、特任教員申請を辞退するよう要請した井形に対し、本件教授会で特任教員申請が否決されるような恥をかいても構わないから特任教員申請の手続を進めてほしい旨繰り返し述べていること（乙2）、」を付加する。

(15) 原判決29頁6行目の「人事上重要な事項」を「1 審原告にとっての人事上の重要な問題というだけではなく、1 審被告にとっても定年退職後の雇用継続の可否という重要な事項」に改める。

(16) 原判決30頁13行目の「された上で」の次に「、本件教授会において3 年講義計画に記載された科目の要否が」を付加する。

2 1 審原告の主張に対する補足説明

(1) 1 審原告は、事実①ないし事実③はいずれも断片的事象であり、登場人物も限られ、「執行部による継続的かつ組織的なパワハラ」という意見ないし論評の前提となる事実は存在しておらず、個別のパワハラなる意見・論評の前提事実があるにすぎないと主張する。

しかし、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として本件記事等を読めば、本件記事等は、①平成15年2月頃、留学中の1 審被告と当時のカリキュラム委員会委員長樋口及び経営学部長北村との間で、同年4月からの1 審被告の担当科目についてメールでやりとりがなされた結果、1 審被告の担当科目が不開講となり、非常勤講師へ担当者の差し替えが行われたというものであり（事実①）、この事実自体は当事者間に争いがなく、②平成17年5月9日、二宮が郵便物を開封し、サイバーブレインズに請求書の内容を問い合わせたこと（事実②）、及び、③平成24年から25年にかけての経営学部長井形とカリキュラム委員会委員長池島が意を通じて、1 審被告の特任教員の認容申請を妨害したこと（事実③）の各事実を摘示した上で、これら事実を前提に本件大学経営学部において、1 審被告に対して執行部から継続的

かつ組織的にパワハラが行われていたという見解を示したものであることは、引用に係る原判決説示のとおりである。

そして、事実①から事実③に係る各行為が行われたのは順に平成15年2月頃、平成17年5月及び平成24年頃であり、各行為を行ったとされる人物もそれぞれ別人ではあるが、いずれも各行為当時の経営学部長ないしカリキュラム委員会委員長という本件大学経営学部の執行部を構成する人物であり、1審被告は、経営学部執行部のこれら主要ともいえる人物から長年にわたってパワハラを受け続けていたという見解を示す前提として、上記各事実を摘示したものであると理解するのが相当であるから、事実①から事実③までの各事実に係る出来事の発生年代が異なり、それがそれぞれ別人物によってなされたとしても、そのことをもって、「執行部による継続的かつ組織的なパワハラ」という意見は、前記各事実を前提とした意見としての範囲を逸脱しているとはいえず、1審原告の上記主張は採用できない。

- (2) 1審原告は、人格権に基づく削除請求においては、摘示事実について真実性の立証がない場合には、摘示事実を真実であると信じるについて相当な理由があったか否かにかかわらず、請求が認容されるべきであると主張する。

本件記事等は、本件大学を経営する1審原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するものである。しかし、本件の1審原告の主張に即していえば、本件記事等が1審原告の人格権を侵害する違法なものであるというためには、少なくとも、本件記事等の内容が公共の利害に関する事実ではなく、その公表が公益を図ることを目的としないこと、又は、意見の前提としている事実の重要な部分が真実ではないこと、あるいは、事実をもとにした意見等が人身攻撃に及ぶ等意見ないし論評としての範囲を逸脱していることが証明される必要があると解される。しかし、前記引用に係る原判決が説示するとおり、本件記事等の掲載は、公共の利害に関する事実に係わり、専ら公益を図る目的で行われたものと認められ、執行部による継続的かつ組織的なパ

ワハラという意見の前提となる事実の重要な部分は真実であり、したがって、前提となる事実の重要部分が真実ではない蓋然性が高いとは認められない。また、1審原告による組織的なパワハラとする意見部分も、これが不当なものといえないことは前記引用に係る原判決が説示するとおりである。

以上のように、本件記事等が公共の利害に係るものであり、その掲載が専ら公益を図る目的で行われたこと、本件記事等の意見の前提とされた事実の重要な部分が真実であること、このような事実を前提とした意見が、意見としての範囲を逸脱したものとは認められないこと、本件記事等の摘示された事実がプライバシー情報には属さないことを考慮した場合に、なお、これを違法とすべき事情の主張、立証はない。

また、1審原告は、原判決が、業務遂行権侵害に基づく削除請求については判断していないと主張するが、本件行為が違法な行為であるとは認められないことはこれまでに説示したとおりであるから、業務遂行権に基づく削除請求も理由がない。

- (3) 1審原告は、仮に本件行為が、意見ないし論評型名誉棄損であるとしても、意見ないし論評の逸脱性を判断するに当たっては、当該表現の内容が人身攻撃に及ぶか否かだけでなく、その内容が不合理か否かといったことも斟酌すべきであると主張する。

しかし、別件訴訟において、井形及び池島の1審被告に対する特任教員任用申請手続の妨害が不法行為であると認定されており、その判決が確定していること等に照らせば、本件行為の表現内容が不合理であり、違法なものであるということとはできない。

3 1審被告の主張に対する補足説明

- (1) 1審被告は、本件教授会の議事内容を無断録音したことは、本件教授会の透明性を高めるために有用な手段であり、違法性はないなどと主張する。

しかし、本件教授会の議事内容等の録音に関しては、1審被告が議案を提

出し、かつ、出席した平成16年5月21日の本件教授会で「録音希望者は、出席者の了解を得て行う」ことが確認されているから、1審被告の上記主張は採用できない。

また、1審被告は、本件教授会の冒頭に学部長が、メンバーに対し録音する方がいるかどうか確認していないから、本件教授会においては録音が禁止されていたとは言い難いとも主張するが、上記の平成16年の本件教授会で確認された趣旨はその後開催された本件教授会においても、特段の断りがない限り効力を有しているというべきであるから、1審被告の上記主張も採用できない。

- (2) 1審被告は、本件のような1審被告自身の特任教員任用申請手續に関する事項の審議内容であれば、非公開にする必要はなく、このような録音内容をインターネット上で公開しても違法ではないし、教授会の議事内容を公開している大学もあるなどと主張する。

そして、中央教育審議会大学分科会組織運営部会作成の文書（乙131）によれば、一部の大学では、教授会の議事概要や審議事項等をホームページで公開する動きも出てきていること、各大学や学部が積極的に教授会における審議事項等の透明化を進めていくことが期待されていることは認められるが、引用に係る原判決認定のとおり、本件教授会は本来非公開であり、録音するには出席者の了解があることが確認されているにもかかわらず、本件教授会の審議内容が無断で録音され、それが公開されたならば、たとえ録音対象が1審被告の特任教員任用申請手續に関する事柄であったとしても、今後の本件教授会の自由闊達な議論に対する支障となることは明らかであるし、他の大学が教授会の審議内容等を公開するとしても、審議内容を公開するかどうかは各大学や教授会が自主判断すべきものであるから、前掲証拠をもってしても、上記結論を左右しない。

- 4 その他、1審原告及び1審被告の各控訴理由に鑑み、提出された主張及び証

拠を検討しても、上記の認定判断を変更すべき点は見出せない。

第4 結語

以上によれば、当審の審理対象である1審原告の損害賠償請求は30万円及びこれに対する平成26年4月22日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余の損害賠償請求及び削除請求はいずれも理由がないから棄却すべきである。したがって、原判決は相当であって、本件の各控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 田 川 直 之

裁判官 安 達 玄

裁判官 高 橋 伸 幸

これは正本である。

平成30年2月23日

大阪高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 川村 美佐子

